

損害賠償訴訟と人権運動（講義レジメ）

～医事関係訴訟被害者側の視点から

明治大学法科大学院 医事法継続教育

2017年度講座（2018年1月27日、28日）

担当 鈴木 利 廣

講義の主なポイント（目次）

【1日目】

第1. 人権運動と修復的正義論	2
・人権運動の目的と理念と戦略	
・理念としての修復的正義論	
第2. 展開的損害賠償責任要件	3
第2-1. 総論	
第2-2. 各論	
1. 因果関係論	
・損害賠償責任構成に被害の実相（被害者の思い）を反映させる	
・損害賠償責任要件の土台は因果関係論	
・因果関係は終点（法益侵害）からその起点たる原因（行為論）に遡る	
・行為は可能な限り作為として構成する	
2. 注意義務違反論（過失と違法性）	
・不法行為構成と債務不履行構成更には無過失責任を比較する	
・専門職や行政等の安全配慮義務を定立する	
・行為の帰責事由（注意義務違反）について、過失と違法性を再検討する	
3. 損害論	
・金銭賠償主義の再検討	
・慰謝料の再検討	
・人身損害の損害論の多様化とバラツキの再検討	

【2日目】

第3. 戦略的民事訴訟手続	12
第3-1. 総論	
第3-2. 各論	
1. 計画審理、争点と証拠の整理手続	
・漂流型審理から計画審理へ	
・計画審理・争点整理を主導し、証拠調前の心証形成を容易にする	
2. 集中証拠調	
・五月雨式証拠調から集中証拠調へ	
・心証形成を容易にする争点中心の尋問方式	
3. 鑑定（専門家意見の評価）	
・専門家意見を訴訟へ反映することの意義	
・専門家意見の法律的评价のあり方	
・鑑定依存型心証形成から鑑定評価型心証形成へ	
第4. 弁護士の使命と国民的運動	17
・弁護士法1条	
・国民的運動としての被害者の連帯、支援者の組織化、報道との共闘、国会対策等々	

講義レジメ

【1 日目】

第 1. 人権運動と修復的正義論

1. 弁護士の使命（弁護士法第 1 条）

(1) 基本的人権の擁護と社会正義の実現（第 1 項）

① 人権とは何か

*人間の尊厳を実現するための主張・要求の資格

*人間の尊厳とは、生命の尊厳及び個人の尊厳

② 正義とは何か

*Justice = 正義、司法

a. 司法（法曹）は正義の実現に努力してきたか？

b. 応報的正義から修復的正義へ

(2) 方法としての職務の誠実性、社会秩序の維持、法制度の改善（第 2 項）

2. 修復的正義論と人権確立

(1) 修復的正義論とは

- ・被害者の想いを関係者（加害者と社会）が共有する
- ・被害（人権侵害）が生じたとき（正義が害されたとき）、関係者が関係性を修復して、新しい社会（正義の回復）に努力する正義論
- ・応報的正義論（加害者への応報に徹する正義論）を超える

(2) 修復的正義論から損害賠償責任のあり方を考える

- ① 被害の根本原因を追究する
- ② 「人は誰でも間違える」を前提とした再発防止策（システムの再構築）
- ③ 以上を踏まえて、加害者の特定と加害者の注意義務違反を構築する

第2. 展開的損害賠償責任要件論

第2-1. 総論

1. 損害賠償責任の法理

(1) 目的

*被害者に生じた損害についての加害者の分担責任

(2) 理念

*不法行為は「他人に害なすなかれ」

*債務不履行は「約束は守れ」

*被害者と加害者の間における損害の公平な分担

*過失責任主義の原則

(3) 方法は金銭賠償主義が原則

*財産権侵害の事後的原状回復機能

*人身被害についても原状回復機能を再検討

2. 損害賠償責任訴訟の現代的意義

(1) 被害者要求の権利化

*被害者側弁護士の役割はその権利化、制度化（弁護士法1条2項参照）

a. 原因究明、情報開示、説明責任

b. 再発防止

c. 責任と謝罪

d. 医療保障、金銭的賠償・補償

e. 社会的制裁

(2) 現代的意義

a. 原因究明と法的責任の明確化

b. 被害回復制度への反映

c. 法規範の定立と再発防止制度への反映

(3) 新たな展開的論点

*どちらの構成が被害者要求（とりわけ再発防止要求）を実現するうえで望ましいか？

① 過失責任か無過失責任か

*より有責性の濃い過失責任主義

② 不法行為か債務不履行か

- *不法行為の結果回避義務違反性の視点
- *請求権競合説、法条競合説、規範統合説
- *通説による比較（資料1）

③ 組織責任か個人責任か

- *ヒューマンエラー（個人責任）からシステムエラー（組織責任）へ

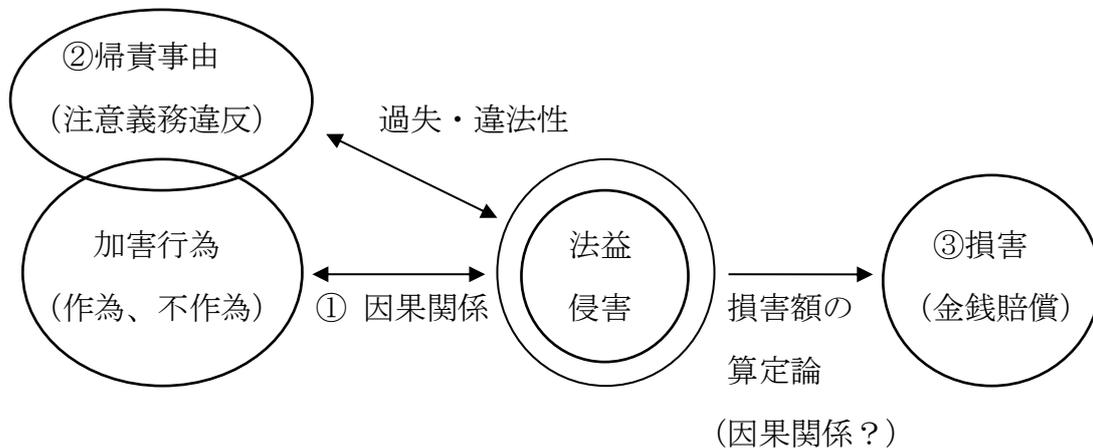
④ 自己責任か代位責任か

- *不法行為責任、製造物責任、国賠責任における組織責任の基本的骨組みは「代位責任」（債務不履行責任も同様）
- *組織責任については代位責任から自己責任への展開が必要

3. 損害賠償責任要件の展開的構成

- *一般的責任要件は、①故意・過失 ②違法性 ③因果関係 ④損害。判決もこの順序で判断例が多い。

- *法益侵害・因果関係をすべての出発点として構成する展開的構成



- (1) 法益侵害とその原因たる加害「行為」との「因果関係」が基本的土台
- (2) 法益侵害についての帰責事由としての、行為の「注意義務違反（過失と違法性）」 *再発防止策を検討したうえで、注意義務違反（帰責事由）につなげる手法
- (3) 法益侵害についての「損害評価（損害額算定論）」

第 2-2. 各論：要件論～人身損害を中心に

*医療過誤最判一覧（資料 2-1、2-2）

1. 因果関係論（資料 3-1, 3-2）

(1) 被侵害法益の構成（終点）

*被害者に生じた不利益(被害)は何か。その被侵害利益はいかなる法益か。

*権利以外の法益は相関関係説的構成（被侵害利益を行為態様・注意義務違反との相関関係で「保護法益」と評価）。従って、まずもって権利構成が重要。

(2) 原因行為の特定（起点）

・因果関係の起点は「(危険な) 行為（作為、不作為）」、「注意義務違反」ではない（最判の混乱、資料 3-3）。

・作為か不作為か、作為と不作為の区別は？

*作為は危険の作出、不作為は他で作出された危険の放置。

・可能な限り作為で構成

*因果関係論、注意義務違反論の認定ハードルを下げる

*作為起因型不作為の作為化（実施における注意義務違反の強調）

(3) 事実的因果関係

① 事実的因果関係の事実認定論としての高度の蓋然性説（資料 3-2、判例②）

② 立証責任の緩和策としての間接証明・一応の推定（資料 3-2、判例①）

a. 科学的可能性 b. 時間的先後・近接性 c. 他原因との比較

d. その他（注意義務違反の程度）

③ 科学的可能性と疫学的因果関係論（資料 3-2. 4）

*新規の被害については、当該疾患の特異化を軸に、疫学的因果関係構築に挑戦。

④ 特異的疾患と非特異的疾患

*特異的疾患は科学的可能性（時間的先後・近接性も含む疫学的因果関係論）のみで因果関係を推定

⑤ 確率的心証論、割合的因果関係論

*損害額の算定で調整

(4) 不作為の因果関係

*不作為の因果関係の証明は事実の証明ではない。仮定的関係を前提に、可能性の程度及び注意義務違反の程度等から法的因果関係として価値的、評価的に認定。

*しかし、最判は高度の蓋然性説を表明（資料3-2. 5(1)）

① 構造

- a. 前提としての他で作出された危険（疾病等）と法益侵害との事実的因果関係（高度の蓋然性説）
- b. 期待された作為と法益侵害回避の統計的可能性及び注意義務違反の程度等から法的価値的評価による法的因果関係を認定

② 法的因果関係は、結果回避の一定程度の可能性と作為義務違反の程度との総合評価

*最判（資料3-2. 5(1)）は「統計資料その他の医学的知見に関するものを含む全証拠を総合的に検討」とするが、基準はあいまい。

③ 生命権・健康権以外の法益への拡大

*しかし、あくまでも予備的主張

*自己決定権（資料5）、結果回避の相当程度の可能性（資料3-2. 5(2)）、治療期待権（資料3-2. 5(3)）等

*治療期待権は、健康権（憲法25条）、良質かつ適切な医療を受ける権利（医療法）から期待「権」と構成すれば、相関関係説の排除が可能。

④ 判例のまとめ

- a. 救命可能性から死亡の時点での生存可能性へ認定を緩和
- b. 保護法益を3段階に分割
 - i. 生存・健康の高度の蓋然性（生命権、健康権）
 - ii. 生存・健康の相当程度の可能性（権利構成の可能性は？ ex.幸福追求「権」）
 - iii. 治療期待権
- c. 損害額算定に大きなバラツキあり（第3回参照）

2. 注意義務違反論（過失と違法性）

(1) 総論

a. 安全確保義務、管理体制構築義務の定立意義（資料4-3）

*安全配慮義務の意義の再検討、危険防止の最善義務との関係、不法行為（抽象的過失説）における注意義務の高度化（予防原則へ）、安全配慮義務から導かれる調査義務を介して予見可能性の具体化へ

*組織責任（医療機関、企業、行政）の意義付け

*法的根拠としての医療法、薬機法の責務規定と専門職責任

b. 作為と不作為の注意義務違反の判断基準の違い

*作為は予見可能性が中心。不作為は更に作為義務の定立が必要

*作為起因型不作為については作為型に再構成。予備的主張として注意義務を作為並みに高度化

(2) 過失と違法性の関係

① 区別

*かつての主観的不注意（過失）、客観的権利侵害（違法性）から、どちらも規範的概念（注意義務違反）と考えられ、概念が接近・あいまい化。過失一元論、違法性一元論の登場。

② 過失論の変容

*主観的認識 → 予見義務違反（認識義務違反）→ 回避義務違反（行為義務違反）

③ 違法性の変容

*権利侵害 → 法益侵害（結果不法を中心とした相関関係説）→ 社会的相当性の欠如（行為不法の重視）

④ 二元論的注意義務違反論

*結果回避義務違反（過失）と違法性阻却事由の欠如（違法性）

(3) 過失

*予見可能性を発生要件とする結果回避義務違反説（通説）

① 具体的予見可能性説

*予見可能性の程度を回避義務の態様と相関させて判断

*警告義務から行為中止義務まで

② 判断基準としての抽象的過失説

*一般人・平均人基準説 → 一般人・平均人のグループ化、安全配慮義務化による注意義務の高度化

*特別事情を踏まえた高い注意義務論は、債務不履行的か。不法行為では安全確保義務からの高度化が可能。

*判断基準のあいまい化の中で、被害の実相からの説得も必要

(4) 違法性

① 相関関係説

*利益侵害を行為態様と相関させて「法益」侵害と判断

*侵害行為の適法化要件（違法性阻却事由）。医療行為の医学的適応性、医薬品の有用性（危険性、有効性、添付文書等の総合判断）と患者の自己決定権保障（説明義務）の総合判断化（分割判断の防止）。

*危険性の予防原則、有効性の科学的根拠

② 不作為における作為義務違反の位置づけ

(5) まとめ：注意義務違反論の再構成

*二元論から再び過失一元論へ

① 安全配慮義務の定立

- ・調査義務 → 具体的予見可能性（②）へ
- ・高度の結果回避義務（④）へ

② 予見可能性

*客観的危険性の存在を前提に

③ 違法性阻却事由の欠如

*有用性の乏しさないし欠如と自己決定権保障の欠如（説明義務違反）の総合評価として

④ 結果回避義務違反

(6) 各論

① 医療水準論の位置づけ（資料4-2）

*作為型は最善注意義務、不作為型が医療水準論ではないか。不作為型でも確立診療においては最善注意義務ではないか。最判の2つの誤り（作為と不作為の混同、確立診療と未確立診療の混同）。従って、医療水準論は本来治療不実施型（疾病悪化型）における「新規の治療法の実施義務」の判断基準→医療水準相対説へ

*抽象的過失説との整合性は？

② 医療過誤における注意義務違反の類型化（資料 7，別紙）

* 医原病型と治療不実施型（疾病悪化型）

* 注意義務違反をピンポイントで捉えて多数の主張をする「点の義務違反」から、注意義務違反を発生責任と治療責任につき各 1 個と捉える「帯の義務違反」へ

③ 説明義務違反（資料 5-1，5-2）

* 作為型因果関係論の再構築

* 過失構成から違法性構成へ

④ 国賠責任のとらえ方

* 人身損害に関する違法性論は、職務行為基準説・裁量権消極的濫用説（規制権限不行使）を超えて、裁量権収縮論、裁量権否定論の新たな展開を。

* 職務行為基準説による職務慣行免責化への反論、国の安全配慮義務の強調

3. 損害論

* 人身損害を中心に

* 被害の実相（法益侵害事実）の損害額算定への適正な反映を

* 保護法益の権利化の工夫

* 金銭賠償主義（民法 417 条、722 条）と不法行為損害賠償制度の原状回復目的（最大判平 5.3.24 判時 1499-49）との調整

(1) 差額説と損害事実説（死傷損害説）

① 差額説と個別損害積上方式

* 損害とは、不法行為がなければ被害者が現在有しているであろう仮定的利益状態と、不法行為がなされたために被害者が現在有している現実の利益状態との間の「差額」である。

* 財産的損害と精神的損害

* 人身損害における差額説・個別損害積上方式の修正・限界（空想化現象：幼児・主婦の逸失利益、近親者の付添看護費用、男女の賃金格差、中間利息の控除 等）

② 損害事実説（死傷損害説）

* 損害とは、被害者に生じた一定の不利益な事実（死傷損害説は死傷が不利益事実）自体である。

* 差額説が労働能力喪失中心の損害論であることに対する批判としての意義

* 民訴法第 248 条：「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」→財産的損害の裁量認定、精神的損害への反映は？

(2) 包括一律請求論

* 損害事実説が前提か。

① 包括請求

* 加害行為により生じた全人間的破壊による損害を総体として包括的に捉え、これへの賠償を包括して請求する方式

② 一律請求

* 同一被害の多数の被害者の賠償額に差を設けない請求方式

* ランク別一律請求方式

③ 意義

* 被害の実相の責任論への反映（違法性論）

* 個別損害の積上の中で評価され尽くせない被害の総体を金銭評価する。

* 主に集団訴訟において、個別損害積上方式による原告毎の具体的損害項目の立証の負担を軽減し、訴訟促進に資する。

* 原告間で格差をつけないことによる運動論的意義（原告の連帯性）

④ 批判

* 個別損害積上方式に比べ、結果的にはその上限額より低額認定となり、必ずしも損害額の高額化につながらない。

* 各原告の共通損害（最低評価額）のみの評価につながりかねない（ハンセン病判決）。

* 人身損害の個別性が無視される。

* 被告の防御権にとって不利益

(3) 定期金賠償論（民訴法 117 条）

* 定期金賠償は、一時金賠償の分割払いではない。

* 平成 10 年民訴法改正（117 条）「定期金賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に損害額の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合、判決の変更を求める訴えを提起できる」→被害者側からの求めがなくても定期金賠償を命じることのできる前提条件が整う。

* 被告の将来の支払能力の問題あり。安易な利用は困難。破産の場合には賠償責任保険があっても優先権なし。

* 重篤後遺症被害者の場合、一時金では将来の生活を保障しにくい。一時金では中間利息控除と現実金利の差や物価スライドの反映困難性もある。

→サリドマイド薬害事件は、損害額の一部を定期金給付（60 年間）を選択することが出来る解決策（和解）とした。

* 進行性の被害についての活用は？

* 加害者の被害回復責任を前提とする定期金賠償論は？

(4) 精神的損害に対する慰謝料とは何か

* 慰謝料による精神的被害の回復は可能か

* 慰謝料は補完機能か

* 近親者慰謝料（民 711）の問題点（本人慰謝料との合算化）と 709 条適用化

(5) 医療事故案の特殊性（資料 6）

① 法益侵害の多様性

a. 生命・健康（原則）

b. 因果関係論において、生命・健康侵害が認められない場合の補充的主張

・ 結果回避の相当程度の可能性（不作為型）

・ 適切な医療の期待利益（治療機会）（不作為型）

・ 自己決定権

② 問題点

* 判例による損害額算定のバラつきは大きい

【2日目】

第3. 戦略的民事訴訟手続論

* 専門訴訟、大規模訴訟を素材に、戦略的民事訴訟手続論の展開

* 被害救済を阻む4つの壁（密室性、専門性、封建制、司法）

* 民事訴訟法の私法的性格としての審理契約説

第3-1. 総論

1. 事件の流れ

(1) 事件発生

(2) 法律相談 → 調査受任 → 交渉

(3) 専門訴訟型：訴訟受任 → 訴提起 → 第1回期日 → 争点・証拠の整理手続
(弁論準備) → 集中証拠調(第2回期日) → 鑑定(第3回期日) → 弁論終
結(第4回期日) → 判決(第5回期日) → 上訴(控訴、上告)

(4) その他に和解、取下等がある。

2. 民事訴訟の審理理念

(1) 当事者の責務（民訴法2条）

「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」

(2) 計画審理（民訴法147条の2）

(3) 専門訴訟への対応（補佐人60条、専門委員92条の2～、鑑定212条～）

(4) 大規模訴訟への対応（第7章268条～）

第3の2. 各論

*漂流型審理から計画審理へ

*計画審理についての追加資料（1994年、旧民訴法時代の実践）参照

1. 計画審理と争点・証拠の整理手続

(1) 総論

① 基本的考え方

*審理計画の主導を果たす

*迅速審理と充実審理の関係

② 専門訴訟型

*争点・証拠の整理を前提に、集中証拠調（人証尋問）は一日で終了

③ 大規模訴訟型

*公開法廷と進行協議（民訴法規則95条）の活用

*集中証拠調での工夫（後述）

(2) 争点・証拠の整理手続

① 原告側にとって、争点・証拠の整理手続の出発点は訴状

*鈴木式「わかりやすい訴状書き方試案」（資料7）

イ. 事実調査、医学的知見調査、協力医の助言、判例調査

ロ. 訴状で裁判官に一定の心証形成をさせることを目指す

*書証を引用した主張。不利益文献の扱い。

*証拠調事案の減少と証拠調前の和解事案の増加傾向

ハ. 裁判所及び被告からの求釈明が考えられないように訴状を作成

② 自ら進んで争点整理を行う

*鈴木式「医療過誤事件における争点整理の手法」（資料8）

③ 争点整理を前提とした相手方主張への反論・反証で締めくくる

④ 人証申請（陳述書準備）

2. 集中証拠調（民訴法 182 条）

* 五月雨式証拠調から集中証拠調へ

* 医学的な知見・評価は ①文献 ②私鑑定（意見書、尋問）③被告側医師の尋問 ④鑑定
にて行う

(1) 尋問方法としての論点主義

(2) 尋問形態としての別席、同席、対質（対質的尋問を含む）の使い分け

* 旧民訴下での対質尋問の実践（1991 年、1994 年）については追加資料参照

(3) 敵性人証尋問

* 鈴木式「敵性医師尋問の心得」（資料 9）

* 被告側医師、被告側鑑定証人、鑑定人質問

① 主尋問請求の要否検討

② 誘導尋問の活用（民訴法規則 115 条 2 項 2 号但書）

(4) 味方人証尋問

* 信頼関係づくりが重要

① 鑑定証人

② 原告本人尋問

* 事実関係と被害実相の立証

(5) 大規模訴訟手続

① 責任論専門家証人尋問

a. 多地裁型での「分散審理」

* 尋問の映像化（規則 68 条、平成 15 年改正）等による他地裁審理への活用

b. 争点別集中証拠調

② 原告本人尋問

a. 第一次結審原告の全員尋問かグループ代表尋問か

b. 「匿名訴訟」と公開法廷での衝立尋問（法 203 条の 3、210 条）、同庁内 受命裁判官による非公開尋問（民訴法 268 条、195 条）

c. 原告本人尋問の意義

i. 裁判官の心証形成への影響

*薬害スモン福岡判決（1978年）、薬害エイズ和解勧告所見（1995年）（資料10）

ii. 原告自身にとっての意義

*「薬害肝炎とのたたかい」（桐書房、2009年、258頁）における原告・出田発言（資料10）

iii. 支援運動に対する意義

iv. 被告責任者への影響は？

*薬害エイズ直接面談（1996年）。修復的正義論の視点から

(6) 医学的な知見・評価の分析方法

*鑑定評価基準（資料11-2）参照

3. 鑑定（専門家意見の評価）

*鑑定依存型心証形成（科学的＝法的）からの脱却、鑑定評価型心証形成へ

*主に専門訴訟型。大規模訴訟型では、専門家証人（鑑定証人）の活用

*医療訴訟では鑑定決定から鑑定書提出まで約10ヶ月

(1) 医療訴訟における鑑定率のバラつき

*集中部で9.4%、非集中部で21%、集中部でもバラつきあり（広島20.6%から東京3.4%まで）。全国的には19.6%（平20）から10.9%（平25）へ減少傾向。

*なお、専門委員は集中部6.7%、非集中部7.7%。集中部でもバラつきあり（広島19.6%からさいたま0%まで）

(2) 鑑定採否基準

*集中証拠調で心証形成困難事案が原則。それ以外は？（前田判事・原告の敗者復活戦保障説、藤山判事・一審充実化説）

(3) 鑑定方法の多様化

* 攻撃防禦権保障の視点からの分析は？

① 1人鑑定：従来型（書面）、口頭鑑定（鑑定人質問）

② 複数鑑定：書面型（千葉地裁方式）、カンファランス鑑定（東京地裁方式）、アンケート鑑定

* カンファランス鑑定と科学性

* アンケート鑑定は多数決か？

③ 補充鑑定：書面か、鑑定人質問か

* 鑑定人質問の減少化傾向（平 18～20 で 21.5%が、平 24～26 で 15.6%へ）

(4) 平成 15 年改正

* 鑑定人尋問（当事者主義）から鑑定人質問（職権主義）へ

(5) 鑑定人への情報提供と鑑定事項（規則 129 条の 2）

* 「鑑定準則」づくり

(6) 鑑定評価基準と鑑定結果の弾効

* 医学的判断と法的判断の違いを踏まえて

* これまでの最判（資料 11-1）

* 鈴木式「医療過誤訴訟における鑑定結果の評価について」（資料 11-2）

(7) 新たな試みとしての「法と科学」の関係性

* 「法廷に立つ科学」（2015 年、頸草書房）

* 「コンカレント・エヴィデンス」（専門家証人の同時尋問、オーストラリア）、

「座談会方式尋問」（信濃孝一）

* カンファランス鑑定は新たな試みか。

第4. 弁護士の使命と国民的運動論

1. 弁護士の使命（弁護士法第1条）

*この使命は弁護士のみか、他の法曹二者もか？ 真の「法曹一元」とは？

- (1) 基本的人権の擁護と社会正義の実現
- (2) 業務の誠実性、社会秩序維持（法解釈学）、法律制度改善（法政策学）
- (3) 職業倫理としての利益相反管理

・ 依頼人利益と弁護士業の責務相反、依頼人利益と公共利益の調整

2. 弁護士は専門職（プロフェッション）

- ・ 専門家（エキスパート、スペシャリストとの違い）
- ・ 専門職とは苦悩する依頼人に対し、苦悩の除去・緩和のための専門技術を提供する職業人
- ・ スピリッツは熱き心、高い専門技術、機敏な行動力（心技体）
- ・ 心技体は個人では無理、集団力の必要性
- ・ 専門技術の不確実性
- ・ 集団的自律により、依頼人と社会の信頼に応える

3. 国民的運動論

*人権はよりよい人間的生存、人間の尊厳を実現するための保護されるべき要求・主張。

主として社会的弱者の強者に対するもの。強者・弱者の共存のための価値。

*現実の社会に存在する不公正な人間関係や社会構造を変革する。

(1) 弱者の立場に立って、被害者に共感する心を育てる

*「被害に始まり、被害に終わる」「事実が弁護士を鍛える」（公害斗争の中で）

*被害の掘り起こし運動

*「患者の心を心として」（渡辺良夫）

(2) 依頼人・社会との協同を追究する

*依頼人と弁護士の関係は「事実の共有」が土台

*「情報と決断の共有」（木村利人）

*「情報は民主主義の通貨、弁護士は公正のエンジン」（ラルフ・ネーダー）

(3) 集団弁護団づくり

*新しい人権課題は、社会の変化に伴って生ずる。いつの時代も新人・若手弁護士が担って、被害者と困難な課題が新人・若手弁護士を育ててきた

(4) 要求・主張の法的権利性を考える

*被害者の要求は、①原因究明、情報開示、説明責任 ②再発防止 ③責任の明確化と謝罪 ④賠償・補償 ⑤社会的制裁

*損害賠償訴訟・国家賠償訴訟の現代的意義（法政策形成機能）

(5) 司法制度（訴訟）を最大限に活用する

*職能として持てる武器の活用、しかし、訴訟はあくまで手段

*訴訟実務のスキルをみがく

(6) 社会問題化のための戦略と運動

*被害者への共感を広げる

*メディア戦略

*情報公開法等、使える法律は何でも武器にする

*市民運動への関与

*「裁判に勝つことよりも民衆の怒りに火をつけることの方が重要だ」

（アーサー・キノイ）

(7) 社会変革（制度改善）をめざす公共政策づくり

*権利宣言、提言、法案づくり

*政府への提言、国会ロビー活動